

第17回

IADL 国際民主法律家協会 ハノイ大会

弁護士 川口 創



第一七回の大会が今年の六月六日から一〇日まで、ベトナム・ハノイの国際会議場にて開かれました（東アジアでの開催ははじめてのようです。前回はパリで開かれました）。

多くの世界の法律家に直接訴えることが出来たのは大変貴重でした。残念ながら時間の関係で会場の皆さんと議論を深めることが出来ませんでした。だが、多くの方に違憲判決と平和的生存権の意義を指摘できた点で、とても貴重な機会だったと思います。

開会式には、ベトナムの大統領が来られて開会の挨拶をされました。また、大会全体を通して、世界三七カ国から約四〇〇人が参加し、平和、人権の課題について様々な議論が行われました。

私もこの大会で発言をする機会を得、「平和への権利」というテーマの議論の中で、イラク派兵違憲判決と、その判決が示した平和的生存権の意義について、二〇分程度のスピーチを英語でさせて頂きました。端的に言えば、名古屋高裁は、平和的生存権の本質を、「いかなる軍事的な暴力の、被害者にも、加害者にもならない権利」だとしてい

最終的には、大会の中で、日本の九条のような平和憲法を世界各国で取り入れていくことが重要だという全体の宣言や活動方針が確認されました。画期的なことだと思います。

なお、個人的には、土曜日にハノイ入り、日曜日に大会参加、月曜夜に帰国、と短時間のベトナム滞在でしたが、とても貴重な時間を過ごすことが出来ました。

「国際民主法律家協会（IADL）」という世界中の法律家が参加している NGO があります。IADL は国連の経済社会理事会での協議資格を持つ NGO として、世界で二番目の伝統のある国際法律家団体です。

四年に一度世界のどこかで大会を開いており、